

生産緑地の買取申出の手続きについて
(生産緑地の告示の日から30年を経過した場合)

● **必要書類**

	書類名	備考
1	生産緑地買取申出書	市ホームページから様式をダウンロード可能。
2	案内図	住宅地図等に土地の位置を明示したもの。
3	公図の写し(写し)	公図に土地の位置を明示したもの。
4	実測図(写し)	生産緑地の地番の一部のみを買取り申出する場合。
5	土地登記事項証明書(写し)	当該土地の所有者がわかるもので最新のもの。 ※相続登記が済んでいない場合 遺産分割協議書(写し)又は、それに類する書類が必要。
6	本人確認書類(写し) (いずれか1点) ※氏名・現住所が明記されたもの	【印鑑登録証明書又は、運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード(写真付き)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に発行されたもの)、その他官公署が発行した身分証明書で写真の貼付及び生年月日の記載のあるもの(独立行政法人及び特殊法人を含む)】 ※土地登記事項証明書との氏名・現住所が相違の場合 氏名・住所の改姓・異動がわかる戸籍の附票等が必要。
7	誓約書 等	抵当権等の設定のある場合。
8	その他必要な書類	委任状 等

● **買取り申出の流れ**

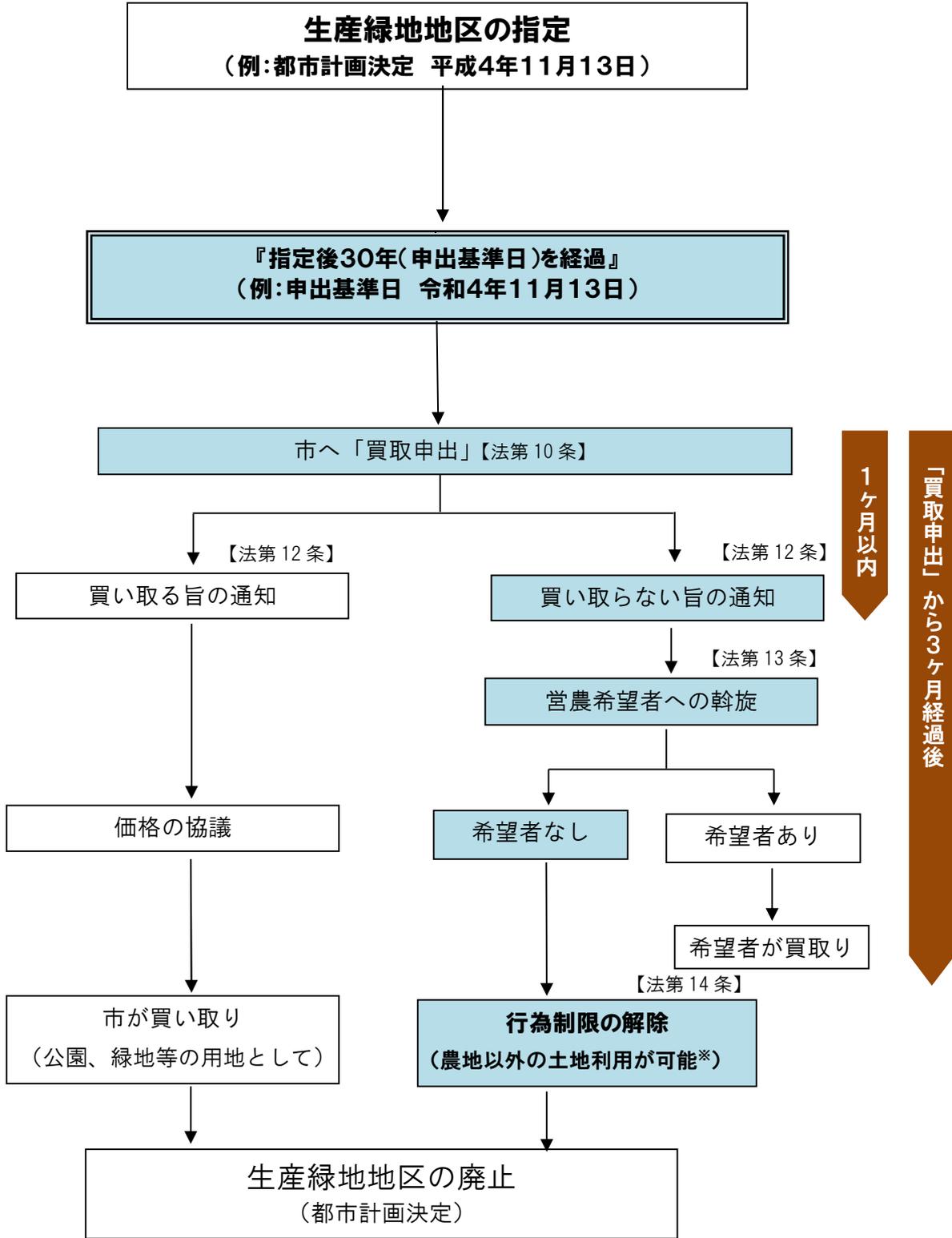
- ① 市長は、申出を受理した日から1ヶ月以内に、買い取るか買い取らない旨の通知をします。
- ② 市長が買い取らない場合は、他の農業従事者に斡旋します。
- ③ 他の農業従事者への斡旋が不成立となり、申出受理日から3ヶ月以内に生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、生産緑地地区内における行為の制限が解除されます。

※ なお、生産緑地に指定されている土地では、開発に関する事前届や事前協議等の手続きについては、上記①で記載されている買い取らない旨の通知後(申し出から1ヵ月後)より可能となります。

相模原市都市計画課 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8247 E-mail toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

生産緑地の「買取申出」から
生産緑地地区の廃止までの流れ



※開発に関する事前届や事前協議等の手続きについては、買い取らない旨の通知後（申し出から1ヶ月経過後）から可能となります。